

衆議院議員選挙の 小選挙区が改定されました

鳥羽市選挙管理委員会 ☎(25)1210

「衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律」の一部を改正する法律が平成29年6月16日に公布・施行され、公布の日から起算して一月を経過した平成29年7月16日以後初めてその期日を公示される衆議院議員総選挙から適用されます。

この改正により、三重県を含む6県（青森、岩手、三重、奈良、熊本、鹿児島）で選挙区の数がそれぞれ1減少します。

6県で定数が1減少します。(0増6減)

青森県 (4⇨3)
岩手県 (4⇨3)
三重県 (5⇨4)
奈良県 (4⇨3)
熊本県 (5⇨4)
鹿児島県 (5⇨4)

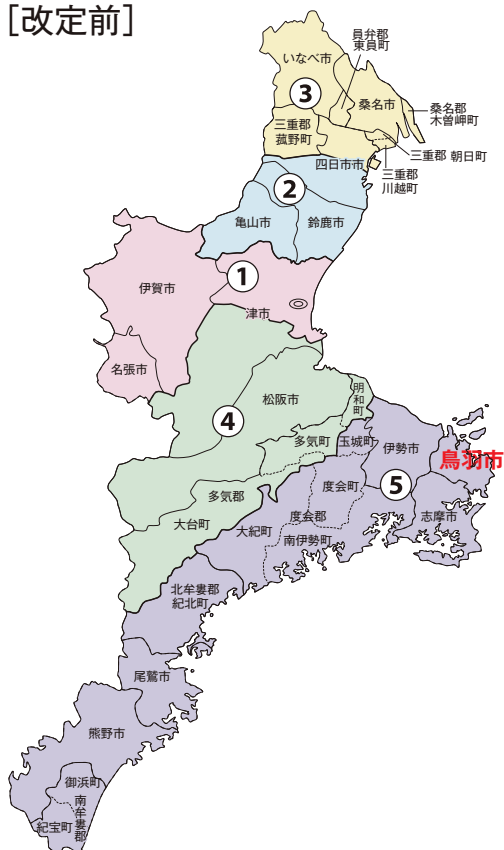
衆議院小選挙区
選出議員の定数

295
↓
289

鳥羽市は、三重県第5区から三重県第4区になります。

次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

[改定前]



[改定後]

